

愛媛県教育委員会 9月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成29年9月21日（木）午後3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 攝津眞澄

委員 丹下敬治 委員 清水慶子 委員 富永誠司

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 長井俊朗

教育総務課長 吉田慶治

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 芝 暢彦

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 和田真志

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

5 会議の概要

(1) 開 会（午後3時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会9月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴をお願いいたします。また、携帯電話等は電源を切るなどしてお願いいたします。

（教育長） 始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第45号から50号までの委員の委嘱等6件、及びその他の協議案件の表彰案件2件につきましては、人事案件でありますことから、審議を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思っております。配布しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の中途に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人に入退出していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） まず、公開案件の審議を先にすることといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 8月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、8月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。
続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成29年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 平成29年9月定例県議会質問及び答弁要旨について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 去る8月21日から9月5日にかけて、9月定例県議会が開催されました。まず、本会議におきましては、教育委員会関係では9名の議員から10件の質問がございました。以下、主な質疑について報告をさせていただきます。

学校現場の業務改善と長時間勤務の是正への取組状況について質問がございました。答弁として、「学校行事や研究指定校の厳選、部活動における適切な休養日の設定、教職員の意識改革やメンタルヘルス対策に加え、県教育委員会の関係職員によるワーキンググループを設置し、更なる業務効率化に向けた検討を進めている。また、今年度から、新居浜市及び西条市での業務改善モデル事業や、部活動指導員を中学・高校5校に配置する事業等に取り組んでいるほか、ICTを活用した校務支援システムを来年度以降、全県立学校へ順次導入できるよう、準備を進めている。こうした取組を重層的に推進してまいりたい」旨を教育長からお答えいたしました。

その他の質疑として、中学校段階でのキャリア教育の充実、持続可能な開発目標(SDGs(エスディーゼズ))を念頭においた教育、えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業の取組状況と今後の予定、県立高校の情報化やICT環境の整備、教職員の採用試験に関わる職員への就職差別解消の研修充実、連携型中高一貫教育校の設置を含めた県立高校の在り方、夜間中学設置に係る対応、インターネットの安全利用教育、文化財保護に係る災害対策の充実強化について質問がございました。

次に、8月31日に開催されました文教警察委員会の概要につきましては、主な質疑といたしましては、全国学力・学習状況調査の好結果を受け、学力向上の取組成果をどのように受け止めているのかとの質問があり、今年度からの学力向上推進3か年計画では、全国順位ではなく、基礎と応用のバランスの取れた学力を育成し、全ての調査区分で全国平均を上回ることを目標としているが、平成24年度から継続的に取り組んでいる学力向上推進主任の配置や授業改善等の成果によるものと考えている旨答弁しました。

その他、特別な支援を必要とする児童生徒に係る計画、障がいのある生徒の就労支援、県立高校における環境教育、教員の負担軽減に向けた取組、部活動指導員の配置、臨時的教員の現状、少人数学級の推進、教室のエアコン設置についても質疑がございました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) SDGsの質問があったということは議会のホームページで見まして、私も調べてみたのですが、2030年までに全ての国連加盟国が地球の環境、人々の生活といったものをよりよくしていくという目的で17の目標を掲げております。17の目標のうち、最初に貧困や飢餓、教育の充実といったものが出ております。子どもの貧困ということがよく言われるのですが、子どもの6人に1人、15～16パーセントぐらいが日本では貧困状態にあると言われております。特に、絶対的貧困と相対的貧困があって、他の子と比べて、例えば習い事を友だちが行っているのに自分はいけないとか、友だちが持っているのに自分は持てない、買ってもらえないとか、そういうような他の生徒と比べて、惨めな思いをする、それが相対的貧困のようです。

日本の場合は、子どもの6人に1人というのは、相対的貧困に当たるのかなと思います。今日、テレビで、鳴門市で食生活や放課後の過ごし方、将来の夢、子育ての不安などについてアンケート調査をしようという報道があり、実態把握をする必要があるのではないかと思います。ホームルームの担任が子どもの生活を一番よく分かっていると思うので、そういったものを学校で十分把握をされて、対策とか、対応をしていただきたいなど、県としてもいろいろされていると思うのですが、みじめな思いをする子どもたちが少しでもなくなるようお願いしたらと思います。

私がおりました吉田の地域では月に何回か、小中高の先生が集会所に子どもたちを集めて勉強を教えたり、クリスマス会をしたり、そういうことをしておりました。いろいろな地域でそういう取組があると思うのですが、よろしくお願ひできたらと思います。

(義務教育課長) SDGsは、国連が世界を挙げて解決を目指す持続可能な開発目標で、その一番目には、貧困が掲げられております。貧困率等につきましては、教育委員会では十分把握はできていませんが、本県の公立小中学校における平成28年度の要保護、準要保護の率は約13パーセントで、全国に比べると低くなっております。小中を所管する義務教育課として大事なことは、まず、子どもたちの学力、人間性の向上を図ることであり、日々の学校教育、授業の中で、いかに学力をつけていくか、いかに心を耕していくかを考え、今、努力をしているところです。委員さんがおっしゃったように、家庭的な事情で塾に行きたいけれども行けない子どもたちのために、今年度の学力向上3か年計画では、放課後子ども教室等に、これまで作った約1,500シートのプリントを自由に使うてもらえるよう、市町教委を通じて配布しました。塾に行きたい、更に学びたいけれど、いろいろな学習資料がないということを受け、県教委が手立てを講じているところです。放課後子ども教室等につきまして

は、生涯学習課が所管になります。

(生涯学習課長) 生涯学習課では社会教育からの貧困対策ということで、学校教育の方と連携しながら対応させてもらっているところですが、具体的な事業として、「学校・家庭・地域連携推進事業」の中で直接関係しているものは三つございます。一つは放課後子ども教室、二つ目はえひめ未来塾、三つ目が家庭教育支援でございます。それぞれ、できるだけ貧困対策も兼ねながら充実させていこうと、箇所数、市町数ともに伸びているところでございます。

実は昨年、社会教育委員の方から提案を受け、指定テーマ調査ということで「子どもの貧困と社会教育」という実態調査をしました。その結果をホームページに掲載をさせていただいているところではありますが、その中で市町に対するアンケートで、「貧困対策で効果がある施策は何でしょうか」という問いに対しては、家庭教育支援が一番で、二番目が地域子ども学び場、三番目が放課後子ども教室という順番になっております。子どもたちみんなが利用できるため、その中に貧困状態の子どもたちも入って、差別や区別をされない形での支援ができるのではないかとということで、市町と連携をしながら、その辺りの充実を図っております。義務教育課の方からもプリントの配布を受けまして、随時使用できるよう学校を通じて各教室に配布されております。こういった形で応援をしていきたいと思っております。

(関委員) 部活動指導員ですが、先生方の学校現場の業務改善ということで、ICTを利用した業務改善などもあります。部活動の指導関係で相当な時間が取られていると言われております。その改善のために部活動指導員を置くようになったわけですが、現状で分かっている効果や問題点について、あれば教えていただきたいです。

(保健体育課長) 昨年度の教員実態調査の中で、特に中学校教員が部活動に時間を取られ、約6割の方が週に20時間、月にすると80時間の超過勤務を余儀なくされており、デッドラインにあるとの警鐘が鳴らされました。

これまでも、技術力の向上や教員負担の軽減を図るため、外部指導者の方々に部活動指導をお願いしてきた経緯がありますが、そのほとんどは無償ボランティアでした。今回の部活動指導者は、教員免許を持たない外部指導者を学校側が職員として雇用し、指導に当たっていただくというものです。学校職員として雇用する以上、部活動指導員には、部活動指導が教育の一環として行われるものであるということや事故発生時の対応、いじめや体罰のない良好な部活動環境づくり等に関し、しっかりとした認識をもっていただく必要があることから、地方公共団体では直ちに部活動指導員制度を導入することは難しいため、県教委では、今年度国の委託事業として民活運動部活動支援事業を受託し、県下の中学校2校、高校3校に部活動指導員を配置し、8月下旬から実践活動をス

ターゲットさせたところでは、その活動の中で、効果や問題点等を抽出し、その対策を考え、実行いただくことによって、今後、制度として定着させていくために必要な事柄を整理していきたいと考えています。

(関委員) 民間でも働き方改革が言われており、学校現場でも従来のやり方が踏襲されている部分が多いので、新しい時代に合った児童生徒を育成するための働き方改革を是非進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(攝津委員) 文化財のことではないのですが、防災と研究指定校についてありましたので、報告させていただいたと思います。

この間、八幡浜市で地域防災教育実践モデル地域研究事業が川の石小学校でありました。子どもたちが学校の先生と一緒に防災マップの作成や体育館で避難所設営、非常食作りをしました。八幡浜市の自主防災の訓練で、昨年度は子どもの参加者が58パーセントだったのが、今年は90パーセント近く参加しており、先生たちはとても喜んでいました。子どもたちの声で、「おはしもち」という言葉をモデルにしているのですが、「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない、近づかない」ということで、その言葉を地域の防災教育の実践としてやっているようです。子どもたちは近くのお年寄りや動けない人に声掛けをするということをして避難の目標としていて、「1件しか行かなかったのもっとたくさんのお年寄りに行けばよかった」とか、「防災訓練に大人の人に参加していないのはおかしい」といった子ども目線で、自分の学んだ防災を大人たちにも広げようという意識が見られました。

大学の先生や消防の方にも集まっていたのですが、子どもたち目線での防災意識を高めていく必要があるのではないかという意見がありました。小学校は防災の少年少女クラブがありますが、中学・高校はそういうクラブがないので、中学・高校にも防災クラブを置いてもらって、地域や企業、消防団の方々にも防災意識を高めてもらったり、通学路を通っているのは子どもたちなので、子ども目線での危険箇所を見つけてもらうなど、子ども目線での防災も必要ではないかという意見が出されました。私たちも見ていて、大人では考えられないような子どもたちの意見がたくさんあったので、それを参考にして今後も防災に努めていかななくてはならないと思いました。

(保健体育課長) 学校も含めた自主防災活動について、貴重な御意見をいただきました。県教育委員会としましても、毎年、3市町を地域防災教育実践モデル地域に指定しており、平成29年度は新居浜市、久万高原町、八幡浜市に活動いただいているところで、防災危機管理課が所管する自主防災組織と避難所運営の初動に当たる各学校や教育委員会とが密に連携をとりながら防災訓練等に取り組んでいるところです。

県によっては、中学生・高校生の防災士養成も含めて、いろいろな取組が検討、実施されています。防災クラブのお話もありましたが、クラ

ブ活動として具体的に取り組んでいる実態の把握はしておりませんが、愛媛大学の地域防災センターの4人の先生方に県下20市町を回っていただく中で、学校全体として防災にどう取り組んでいくかいろいろなおアイデアをいただいております。

また、文科省から先般、初めて北朝鮮のミサイル発射に伴う対応ということで、文書通知が8月、9月に発出されましたが、そういった周知、防災マニュアルへの追記、訓練のあり方等について、随時、各学校で検討・対応いただいておりますので、地域の自主防災組織との連携を更に深めて、有効な訓練、防災教育に引き続き取り組んでまいりたいと思います。また、いただいた御意見につきましては、防災士の養成講座や防災に関する研修会などで、各市町、各学校の管理職員、学校安全の担当職員にしっかりとお話していきたく思います。

(教育長) ほかよろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○平成29年度全国学力・学習状況調査の結果概要について

(教育長) 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果概要について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 平成29年度の全国学力・学習状況調査の本県の結果について御報告いたします。

「2 教科に関する調査について」を御覧ください。今年度も、国語及び算数・数学の2教科で実施され、A問題（主として知識に関する問題）、B問題（主として活用に関する問題）の全項目で全国平均を上回り、昨年同様、全国上位の学力水準を維持できていると考えております。しかしながら、小中ともに全国と同様、A問題に比べてB問題の平均正答率が低くなっており、引き続き活用に関する学力を身に付けさせていく必要があると考えております。

「3 質問紙調査について」を御覧ください。「自分にはよいところがある」など、経年で調査をしている質問におきまして、肯定的な回答をした児童生徒の割合が、小中学校ともに全国に比べて高く、良好な状況が続いています。しかしながら、「平日に、授業以外で1日30分以上読書をしている」と答えた児童生徒の割合は、昨年度に引き続き小中ともに全国平均を下回っており、読書の習慣化に課題が見られます。そこで、本年度、読書の記録を蓄積できる「みきゃん通帳」を作成し、小4から小6の全ての児童に配付いたしました。望ましい読書習慣の動機付けになることを期待しています。

続きまして、県教育委員会による市町の結果公表について御報告いたします。

公表の様式につきましては、7月の定例会で御承認いただいておりますので、同意を得た市町の一覧と県全体の結果概要を併せて、現在、県のホームページに公開しております。

終わりに、全国の都道府県が学力向上に取り組んでいる中、本年度も引き続き全国上位の学力水準を維持できたことは、愛媛県内の子どもたちや教員、学校関係者等の更なる自信につながるものと考えております。

県教育委員会では、新たに策定しました学力向上推進3か年計画の下、引き続き、市町教育委員会と連携を図りながら、各学校の主体的な学力向上の取組を支援し、子どもたちの確かな学力の定着と向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、御報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございますでしょうか。

(関委員) ちょっと教えていただきたいのですが、「みきゃん通帳」の星マークは本人が読んで、良かったという度合いを示すものでしょうか。

(義務教育課長) 「みきゃん通帳」の使用方法については、各学校でどのような方法で使用しても構いません。あくまでも、自分がこんな本を読んだということを記録に残すものです。通帳で大人がお金を貯めるように、子どもは知の財産を貯めるということで、読んだ本を書いていくのですが、記録の仕方は自分の心に残ったという度合いを書いてもいいし、それは学校におまかせをしています。子どもたちの意欲付けになるような使い方を自由にしてほしいということで、お伝えをしています。

(攝津委員) 朝食を毎日食べる子どもの割合もあまり増えていないようなのですが、毎日朝食を食べてくる習慣付けというのは学校の方で何かしているのでしょうか。

(保健体育課長) 担任教諭、養護教諭と連携をとって、大きな目標として、まず朝食をしっかりとることに取り組んでおり、約90パーセントの子どもたちは、朝食がとれているという数字が出ています。また、先般開催された子どもの健康サポート推進委員会では、単に朝食をとるだけでなく、栄養バランスのとれたもの、例えばパンだけではなく、もう一品を加えた形のバランスのとれた朝食をとるよう推進しているところです。この取組は学校保健会活動などを通じて進めていますが、栄養バランスのとれた学校給食の提供とともに、朝食もしっかりととり、家族みんなと一緒に食べる時間もとってください、というお願いを保護者等にしているところです。

(義務教育課長) 学校でも危惧しておりまして、朝食を食べてこないというのは子どもの責任というよりは、保護者の責任の方が大きいので、小学校では学校通信やPTAの会報紙で伝えたり、PTAの会や給食の試食会等の際に、朝食を食べること、3食しっかり食べることの大切さを養護教諭、栄養教諭に話してもらったりして、保護者向けの啓発をしています。保護者が朝食を食べないのに子どもに「朝食を食べなさい」と言っても矛盾します。しかし、仮に保護者が食べないとしても、学校では、これから身体ができていく子どもにとっての食べる意義を保護者

に伝えています。どの学校でも、こういう調査をしておりますので、それぞれ子どもや家庭に応じて、また個別に家庭に指導助言をしているというのが現状でございます。

(生涯学習課長) 朝食の関係で補足をさせていただいたらと思います。先ほど御紹介しました子どもの貧困と社会教育の関係で、「朝御飯をどのくらい食べていますか」という調査を県内の1,500人の子どもたち、小学校5年生と中学校2年生にしました。

それぞれ、「毎日食べる」と答えている子どもたちが小学校5年生では82.9パーセント、中学校2年生では84.9パーセント、「週に6日以上食べる」と答えたのが8.7パーセント、7.6パーセント、「ほとんど食べない」と答えたのが2.9パーセント、2.3パーセントとなっていて、割合的には朝食を食べない子供はかなり少ないという感じがしております。また、朝食と自己肯定感の関係をとりますと、しっかり食べている子の方が積極的な考え方を持っているという傾向が出ています。

こういう結果に関しては社会教育関係団体の責務でございまして、PTAや婦人団体、愛護班などを通じて周知をさせていただいていまして、社会教育の面からも朝御飯の大切さは周知しているところでございます。

(攝津委員) 食べたいけれど、朝起きるのが遅くて時間がなくて食べられないお子さんもおられるかと思えます。携帯を夜遅くまで使っていて、朝起きられないということにもつながっているかと思えますので、携帯に関する調査などもして、なるべく早く起きて朝食を食べるように指導していただけたらと思います。

(丹下委員) 今回の結果はすばらしいもので、本県の小中学校の先生方が授業改善を図った結果だと思えます。基礎と応用のバランスをとるということで、新3か年計画が立てられていますが、市町村合併で小さな小中学校がたくさん入っているので、県教育委員会としての指針が全ての学校に行き届いていないところもあるのかと思えますが、そういう学校に対して県教育委員会として個別の支援やできるだけのことをしてあげたらと思いますので、よろしくお願いします。

(義務教育課長) 四国中央市以外の教育委員会の全国との比較を出していますが、これは比較をするためにというよりは、国語Bの正答率が低いとか、算数Aの正答率が低いとか、それぞれの市町の課題を見るために出しています。各市町は自分の市町の課題をしっかり捉えて、子どもの学力向上のために対応しております。

県教委としてできるのは、子どもたちの学力向上のためにどういうことをしてほしいかというアドバイスです。校長会等からの要請訪問に応じて、県から学力担当の指導主事が訪問して、小規模であればこういう手立てをほかの市町でしています、こういうことをしたらどうでしょうか、といったアドバイスをして、点数が上がった市町もでございます。各市町が抱える課題について、20市町の状況が分かりますので、県教委と

しては、ほかの市町のよい取組を学力向上推進主任の研修会で伝えたり、市町の校長会に出向いて話をしたりして対応をしております。

市町の正答率が低いからということではなく、子どもたちの学力向上のために義務教育課としてできることを精一杯してまいりたいと思います。

(関委員) 県立の中等教育学校の正答率が全国平均よりいいという結果が出ていますが、これは何か教え方や意欲の持たせ方などいいポイントがあるのかなと思えるので、もし、そういうことがあるのだったら、参考にするために、その情報をオープンにするのも一つの手立てではないかと思うのですが、どうでしょうか。

(高校教育課長) 県立中等教育学校の結果につきましても、同様にホームページに掲載させていただいているところでございます。県立中等教育学校3校は、平均すると、ほかに比べて正答率が高くなるということもございます。対応といたしましては、いいところは生かしながら、改善すべき点については、それぞれの学校の実態を見ながら教科の指導主事などが対策を考えて、指導や相談をしております。愛媛県全体として公立の小中学校の正答率が上がっており、その流れに乗って、県立中等教育学校も正答率が上がっているということもあると考えております。

(義務教育課長) 加えて、県立高校・中等教育学校と中学校の人事交流も行っております。中等教育学校は6年間を見据えて、様々な取組ができる、公立中学校では、3年後に新たな進路が選択できるなど、それぞれの違いがございます。中等教育学校の方では入学時に適正検査等もございます。学力向上課題としては、学習の遅れがちな児童生徒の学力を上げることがそうですし、学力が上位ではあるが、活用に課題がある子どもの活用力を更に伸ばすといったことも、全て課題でございます。人事交流等も踏まえながら、中等教育学校でどういうことをしているかということ、義務教育課でも引き続き勉強してまいりたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験(1次)の結果について

(教育長) 平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験(1次)の結果について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験の結果について御報告いたします。

資料の「1 第1次選考試験合格者数」を御覧ください。第1次選考試験を、7月22日(土)から7月24日(月)に実施し、採用予定数391名に対し、約1.4倍の555名を第1次選考試験の合格者といたしました。

その内訳は、小学校240名、中学校150名、県立学校131名、養護教員30名、栄養教員4名の合計555名です。

次に加点制度について説明いたします。

資料の「2 加点制度」を御覧ください。受験者1,306名のうち430名が加点对象となっており、第1次選考試験合格者のうち加点された者は、249名となっております。

最後に特別選考について説明いたします。

資料の「3 特別選考」を御覧ください。障がい者特別選考では、受験者2名のうち、1名を合格にいたしました。教職経験者特別選考では、4名の受験者のうち、3名を合格にいたしました。現職教員特別選考については、本年度から、小学校・中学校・特別支援学校の試験区分において、第1次選考試験の全てを免除することとし、その人数を表中の網掛けで示しております。小学校・中学校・特別支援学校で、66名の受験者を合格にいたしました。また、高校・養護・栄養を含めた全試験区分では、78名の受験者のうち、73名を合格にしました。最後に、本年度新設した講師等特別選考について説明いたします。小学校と特別支援学校が対象となる試験区分であります。第1次選考試験の全てを免除することとし、受験者22名全員を合格にしました。

第2次選考試験は、9月2日（土）から9月8日（金）にかけて実施しました。試験結果は、平成29年10月3日（火）に発表する予定です。

以上で報告を終わります。

（教育長） ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございますでしょうか。

（教育長） よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

○体罰事故報告書等に係る公文書公開決定に対する審査請求について

（教育長） 体罰事故報告書等に係る公文書公開決定に対する審査請求について、事務局から報告をお願いします。

（義務教育課長） 体罰事故報告書等に係る公文書公開決定（部分公開）に対する審査請求について、御報告いたします。

この審査請求は、審査請求人1名から平成29年8月31日付けでなされたものであります。

審査請求に至る経緯としましては、審査請求人から平成29年7月24日になされた公文書公開請求に対し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなること、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が記録されていることを理由として、平成29年8月7日に教育長が行った公文書を部分公開する決定を不服とするものであります。

本審査請求は、行政不服審査法に基づくものであり、教育委員会が審査庁として処理することとなりますが、まず、愛媛県情報公開条例第19条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した後、同審査会での調査審議を経て答申を受け、当該答申を踏まえ、教育委員

会が裁決を行うこととなります。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了いたします。続きまして専決処分の承認に移ります。

(4) 議 事

専決処分の承認について

○損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解案に対する意見について

(教育長) 損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解案に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 平成29年3月31日に提起されておりました教員に係る損害賠償請求訴訟につきまして、報告させていただきます。

この訴訟は、元東温市立学校の生活支援員が、教諭のセクシャルハラスメントを理由として、愛媛県、東温市、教諭に対し、362万円余りの損害賠償を求めて松山地方裁判所に提起したものであり、その後の審理を経て、平成29年7月24日に松山地方裁判所から和解案の提示がなされました。

この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から、訴訟上の和解案に対する意見を求められたことから、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分し、異議ない旨回答いたしましたので、同規則第4条の規定により報告いたします。

和解条項につきましては、第1項として、被告教諭及び被告東温市は、被告教諭が原告に対し、平成28年11月から同年12月にかけて、5回にわたり、セクシャルハラスメント行為に及んだことを認める。第2項として、被告教諭及び被告東温市は、原告に対し、被告教諭が前項の行為に及んだことを謝罪する。第3項及び第4項として、被告教諭及び被告東温市は、原告に対し、本件和解金として、連帯して50万円を支払う。第5項として、被告東温市は、今後、その職員がセクシャルハラスメント行為に及ぶことのないよう努めるものとする。第6項として、原告は、その余の請求を放棄する、などとなっております。

愛媛県は、第6項以降についてのみ関係しており、第5項までの義務を負うものではございません。

なお、9月11日の期日におきまして、原告及び被告らが和解案に同意し、本和解条項による和解が成立しております。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの説明について、御意見・御質問等はございません

でしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解案に対する意見については原案のとおり承認されました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

議案審議

○議案第45号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県社会教育委員1名の辞任に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により、委嘱する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第46号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(文化財保護課長) 愛媛県美術館協議会委員1名の辞任に伴い、その後任者を博物館法第21条の規定により、任命する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第47号 県立学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 今治市内の住宅の敷地に侵入し、所持していたデジタルカメラで、入浴中の18歳未満の女性を撮影、電磁的記録媒体へ保存したことにより、逮捕され、罰金50万円の刑事処分を受けた県立学校教員について、懲戒免職処分し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により、退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第48号 県立学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 自家用車を運転中、37キロメートル毎時の速度超過により道路交通法違反をした県立学校教員について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第49号 県立学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 自家用車を運転中、46キロメートル毎時の速度超過により道路交通法違反をした県立学校教員について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(富永委員) 懲戒処分が続いており、速度違反も非常に危険であり、交通事故を起こすと他人にも非常に迷惑を掛け、教職員という職種で常識はずれだと外部からは思われる旨、以前から教育長が訓示しているが、懲戒処分がなくなっておらず、引き締めていかないと保護者に対しても非常に申し訳ない旨を述べる。

(高校教育課長) 事態を改善すべく、不祥事防止のための仕組みが実効的なものとなるよう研究を進め、指導していきたい旨述べる。

(教育長) 懲戒処分が続いており、自分の行動が与える影響を普段からしっかり考え行動するよう、事件があるたびに服務規律の周知をしている旨、また、学校現場でもチェックリストを使いながら指導し、自分の行動が与える影響などについて、自分たちも含め、現場の教職員も意識をしっかりと持てるよう取り組んでいきたい旨述べる。

(富永委員) 採用試験の倍率の低下による質の低下を危惧している旨、また、採用試験ではテストの点数だけでなく、人間性を見て採用を考えてほしい旨述べる。

(高校教育課長) 教員採用試験について従来から人物重視、面接重視しており、教職に就いた後も教員としての自覚を持つよう継続的に指導行っていきたい旨述べる。

(富永委員) 是非そうしてほしい旨述べる。

(丹下委員) 違反をした際は、公務だったのか質問する。

(高校教育課長) 年次有給休暇中で私用であった旨回答する。

(攝津委員) 保護者から懲戒処分があるたびに採用試験をきちんと行い、人物重視をしてほしいと要望される旨、また、先生という仕事をする人は、全てのしてはならないことをしてはならない旨述べる。

(義務教育課長) 今回の案件は県立学校の教員であるが、常に高校教育課と連携をとり、同じような事案は高校、義務のどちらにも起こり得ることを各市町の教育長に伝え、各事務所の管理主事が各市町の校長会で指導をしている旨述べる。

採用試験では、人物重視した採用を行っており、採用後も指導に努めていく旨述べる。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第50号 平成29年度教育文化賞受賞候補者について

(教育長) 議案説明を求める。

(教育総務課長) 愛媛県教育文化賞規則第2条第2項の規定により、平成29年度の同賞受賞者3名を決定する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成29年度「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(生涯学習課長) 平成29年度「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰について、1件の活動の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰の被表彰候補学校(2校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会(午後4時15分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会9月定例会を閉会いたします。